

第454回川越市農業委員会総会議事録
(公開用)

川越市農業委員会

第 4 5 4 回 川 越 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- 1 開催年月日 令和3年10月26日
- 2 開催場所 川越市環境プラザ研修室
- 3 開会時刻 午前 9時30分
- 4 閉会時刻 午前 9時50分
- 5 招集者氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 6 議長の氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 7 委員出席者数 17名

内 訳							
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	小野澤実	出		10	石川秀夫	出	
2	若海玄平	出		11	川目是英	出	
3	竹ノ谷敏彦	出		12	時田重雄	出	
4	田中あきえ	出		13	近藤芳宏	出	
5	武藤康則	出		14	小和瀬康男	出	
6	鈴木一	出		15	渡邊憲一	出	
7	山木綾子	出		16	滝嶋嘉久	出	
8	木所清司	出		17	西川利雄	出	
9	渋谷武	出					

8 議事参与者

職	氏名	職	氏名

9 事務局

職	氏名	職	氏名
事務局長	忍田久夫		
副事務局長	内田和則		
主幹	神立寛司		
副主幹	宮本晃宏		
主査	榎本亮太		

10 開会

会長 石川秀夫 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和3年10月26日第454回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

11 議事録署名委員選任の件

議長 石川秀夫 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委員 近藤芳宏

委員 小和瀬康男

委員 渡邊憲一

1 2 議決事項及び議事の要領

報告第1号

総会の所管に関する報告書について

議長は、別添報告について、事務局に説明を求めた。

事務局は「所管に関する報告書9月分について報告する。

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書につ

いては、合計1件、1筆、255㎡である。農地法第5条第

1項第7号の規定による農地転用届出書については、合計1

7件、31筆、9,351.94㎡である。農地法施行規則第

29条第1項第1号の規定による農業用施設届出書につい

ては、合計1件、2筆、42㎡である。農地法第3条の規定に

よる許可申請書取下願については、合計3件、5筆、1,3

88㎡である。農地法第5条の規定による許可指令書取消願

については、合計1件、2筆、307㎡である。相続税の納

税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の報告書については、

合計11件、104筆、90,682.67㎡である。農地法

第18条第6項の規定による通知については、合計2件、2

筆、2,564㎡である。相続税の納税猶予に関する3年毎

の農業継続証明書については、合計15件、134筆、92,

016.66㎡である。相続税の納税猶予に関する適格者証

明書については、合計1件、21筆、18,141㎡である。

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明報告書に

ついては、合計1件、1筆、1,134㎡である。農地法第3

条の3の規定による届出書については、合計15件、188

筆、112, 624. 45 m²である。詳細については報告書
のとおりである。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議事を進めた。

議案第1号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定

による決定について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第1号議案は、件数9件、総筆数20筆、
総面積17, 507 m²について申請があった。議案説明資料
のとおり、整理番号1番から9番については、農業経営基盤
強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えら
れる。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番から9番につ
いては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件そ
れぞれを満たしているため農用地利用集積計画を決定するこ
とで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第1号について
原案どおり決定する。

議案第2号

農地法第3条第1項の規定による許可について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の2号議案は、件数7件、筆数13筆、面積9,074㎡についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番から7番については、許可できない場合が規定された、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することによろしいかお伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号1番から3番について報告する。10月20日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。譲受人は、世帯の合計農業従事日数は150日以上、約47アールの農地を家族と共に耕作している農家である。農機具の所有状況はトラクター1台、コンバイン2台、耕耘機1台等であり十分対応できる設備を所有している。申請地は適切に管理されており、今後は野菜を作付けする予定である。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考ええる。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号4番について報告する。10月20日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。譲受人は、学校法人であり、学校教育を行なうことを主な業務としている。今回の申請は教育実習農場として使用するためである。申請地は適切に管理されており、今後は野菜を作付けする予定である。学校法人が教育実習農場として、農地を取得することは認められている。以上のことから、地元の

農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号7番について報告する。10月20日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。譲受人は、農業従事日数は200日、約77アールの農地を家族と共に耕作している農家である。農機具の所有状況は農業用自動車1台、耕耘機2台等であり十分対応できる設備を所有している。申請地は、適切に管理されており、今後は野菜を作付けする予定である。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号4番について、申請地は幼稚園の敷地内にあるのか。」との発言があった。

事務局は「申請地は道路を挟んだ場所であり、幼稚園の敷地内ではない。」との説明を行なった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から7番については、許可できない場合が規定された農地法第3条第2項各号にそれぞれ該当しないため、許可することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第2号について原案どおり許可することに決定する。

議案第 3 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書に
対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の 3 号議案は、件数 18 件、筆数 23 筆、
面積 8,513.34 m²についての申請があった。議案説明
資料のとおり、整理番号 1 番から 18 番については、それぞ
れ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された
農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、総合意見として
県へ許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お伺
いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号 1 番から 18 番に
ついて農地転用に関する許可基準からみた意見については、
農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、総合意見として
許可相当とすることとし、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙
手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第 3 号について
総合意見として許可相当とすることに決定する。

1 3 閉 会

議長 石 川 秀 夫 は議案の審議がすべて完了したため、第 4 5 4 回川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

1 4 署 名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和 3 年 1 1 月 2 日

議 長 石 川 秀 夫

委 員 近 藤 芳 宏

委 員 小 和 瀬 康 男

委 員 渡 邊 憲 一
